

地域主権改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(第一百七十四回国会閣法第五

六号本院送付)(衆議院送付)要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、義務付け・枠付けの見直し

地方分権改革推進委員会第三次勧告で示された、義務付け・枠付けの見直しに関する次の三つの重点事項のうち、特に地方要望に係る事項を中心に、第二次勧告の見直し対象条項等の一部も含め、地方分権改革推進計画に基づき、関連法律の改正を行う。

- 1 施設・公物設置管理の基準
- 2 協議、同意、許可・認可・承認
- 3 計画等の策定及びその手続

二、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。

なお、本法律案については、衆議院において、法律の題名を「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」に改めるとともに、「地域主権改革」の用語の削除、地域主権戦略会議に係る規定の削除、地方分権改革推進委員会の勧告に即した措置の実施に関する規定の追加等の修正が行われた。